

議 案 名	富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	ひとり親家庭等の医療に係る現物給付の対象地域が埼玉県内全域になること等に伴い、富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	(1) ひとり親家庭等医療費の現物給付の範囲が、富士見市・ふじみ野市・三芳町内の医療機関から埼玉県内の医療機関に拡大するため、改正をするものです。 ・改正条文 第7条第2項 (2) 条文の文言整理のため、改正を行うものです。 ・改正条文 第2条から第7条中
施 行 日	(1) 令和5年1月1日 (2) 公布の日

富士見市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第22号）新旧対照表

新	旧
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、満18歳に<u>達する</u>日以後の最初の3月31日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次に_____掲げる児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、その児童の父、母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、富士見市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する<u>者</u>であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 _____対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、次に_____掲げる者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において「児童」とは、満18歳に<u>達した</u>日以後の最初の3月31日までにある者及び20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、<u>次の各号に</u>掲げる児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、その児童の父、母、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を実施する者及び同法第6条の4に規定する里親以外のものをいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、富士見市の区域内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する<u>もの</u>であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 <u>前項の</u>対象者（児童を除く。以下この項において同じ。）のうち、<u>次の各号に</u>掲げる者は、対象者とし<u>ない</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな~~い~~。

(1)～(5) (略)

(所得制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな~~い~~。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号の所得が税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2・3 (略)

(受給者証の交付)

第5条 (略)

2 市長は、前項の申請において、対象者又は次条第1項に規定する受給者でないと決定したときは、規則の定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に定める自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としな~~い~~。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(支給の方法)

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな~~い~~。

(1)～(5) (略)

(所得制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条に規定する受給者としな~~い~~。

(1)・(2) (略)

(3) 前各号の所得が税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2・3 (略)

(受給者証の交付)

第5条 (略)

2 市長は、前項の申請において、対象者_____でないと決定したときは_____、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に定める自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担金があるときは、その額については、ひとり親家庭等医療費の対象としな~~い~~。

(1)・(2) (略)

2 (略)

(支給の方法)

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者が規則で定める医療機関等において医療を受けたときは、当該医療機関等の請求により、当該医療に係るひとり親家庭等医療費を受給者に代わって当該医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該医療を受けた受給者に対してひとり親家庭等医療費の支給があったものとみなす。

第7条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、病院、診療所又は薬局等の請求に基づきひとり親家庭等医療費を当該請求者 _____ に支払うことができる。